

第1章 計画策定の趣旨

1 趣旨

少子高齢化の進行、高度情報化の進展、消費生活のグローバル化等により消費者を取り巻く環境や生活様式が急激に変化し、消費者トラブルも多様化・複雑化しています。特に、SNSなどのインターネット関連による悪質商法や詐欺の手口は年々巧妙化し、高齢者、若者を問わず深刻化しています。

また、経済のグローバル化や地球環境の変化に伴い、平成27年9月に「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、消費者には、自らの消費行動が社会に与える影響を自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが求められています。

さらに、民法（明治29年法律第89号）が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引下げられたことに伴い、新たに成年となった18歳、19歳の若者たちには、消費生活における契約当事者としての責任を持って社会に参画することも求められます。

そのような中、市民が安心して消費生活を営むことができる社会の実現のためには、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成が不可欠となっており、そのためには、消費者が、学校、地域、家庭、職域等の様々な場で、生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実を図り、消費者教育が体系的・総合的に推進されることが必要です。

国においては、平成24年12月に消費者の自立支援を目的とする「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）が施行されました。この法律に基づき平成25年6月に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定（令和5年3月変更）され、平成27年には宮崎県が「宮崎県消費者教育推進計画」（令和元年10月改定。以下「県推進計画」という。）を策定しました。

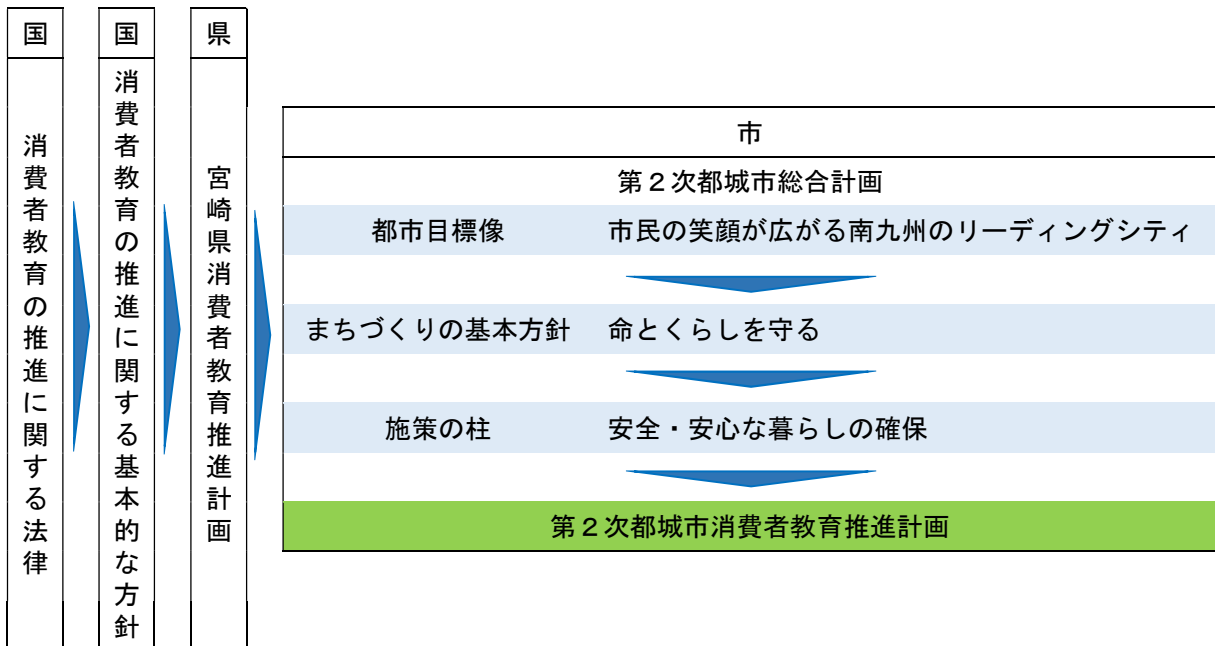
本市においては、平成22年に都城市消費生活センター（以下「市消費生活センター」という。）を設置し、消費生活に関する相談、苦情等の受付をするとともに、悪質商法対策講座等の啓発活動を通して、知識の普及や情報の提供に努めてきました。

さらに、平成31年3月に平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの5年間の計画期間とする「都城市消費者教育推進計画」を策定し、消費者教育の体系的・総合的な推進に取り組んできたところです。

この度、策定から5年が経過することから、基本目標や計画の体系枠組みは継承しつつも、計画の一部について必要な見直しを行い、消費者教育の更なる推進を図るため、「第2次都城市消費者教育推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、消費者教育推進法第10条第2項に基づき、国の基本方針及び県推進計画を踏まえて策定したものであり、第2次都城市総合計画の施策の柱である市民の「安全・安心な暮らしの確保」を目指し、自立した消費者の育成を図るための計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、国及び県の動向など社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の進捗管理

本計画における施策の着実な推進を図るため、評価指標及び目標値を設定し、毎年度、評価・検証を行い、本計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行っていきます（P15参照）。